

1.商品名(愛称)	定額複利預金
2.販売対象	・個人の方のみ
3.期間	・最長5年 据置期間(6か月)経過後は、お引出し自由です。
4.預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入 ・100円以上1,000万円 ・1円単位
5.払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6.利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・固定金利 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 下記の預入期間別・金額段階別の金利を適用します。 (預入期間別) 6か月以上1年未満 1年以上2年未満 2年以上3年未満 3年以上4年未満 4年以上5年未満 5年 (金額段階別) 預入金額300万円未満 預入金額300万円以上 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で、6か月毎の複利計算
7.税金	・お利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます)。 2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、従来の所得税額に2.1%を乗じた額が上乗せとなります。
8.手数料	
9.付加できる特約事項	・据置期間経過後は、いつでも何回でも預金の一部を1万円以上1万円単位で一部支払いができます。ただし、300万円以上の預金を一部支払いしたことにより、その預金が300万円を下回る場合の利息はその日を境に300万円以上の利率と300万円未満の利率とで分かち計算します。 ・自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.50%上乗せした利率) ・マル優の取扱いができます。
10.中途解約時の取扱い	・据置期間経過前に解約する場合は、解約日の普通預金利率により計算します。
11.金利情報の入手方法	・店頭表示金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。 また、当金庫ホームページに掲載しています。

<p>12. 苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時～17時、電話:0565-31-1616)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記の弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停) - もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>13. その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・お1人様1金融機関あたり、決済用預金を除く他の預金と合算して、元本1,000万円までとその利息が預金保険制度により保護されます。